

高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会について

1. 高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会を設置する目的

本町では、現状、虐待ケース発生時において「2. 現状」に示す流れで対応を行い、必要に応じて、関係機関と連携し対応している。しかし、以下の事例等の虐待ケースが増加し対応に苦慮する場合が増えている。

- ・老老介護状態であり介護者に精神的・心理的負担がかかっているが、他者の支援や介護サービスの利用を依頼できず孤立状態
- ・8050問題等、子供と同居していても介護能力が低く、さらに外部からの支援介入が困難
- ・高齢者を介護する家族に精神疾患があり、介護負担や自身の体調不良が重なり、精神状態がさらに悪化
- ・家族関係が悪く虐待の可能性があるものの、生活困窮により介護サービスの利用や住まいを分けて生活することが難しい 等

上記のケースは潜在化しており、被害者の措置の検討を必要とする程の虐待や事件が起きてからしか対応できない状況がある。そのため、虐待の早期発見及び早期対応できる体制づくりや専門機関との連携が必要と考え、高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会の設置を行う。

2. 現状

高齢者虐待の場合

担当：保険課高齢者・介護係
地域包括支援センター

①虐待の相談・通報の受付

障害者虐待の場合

担当：福祉課福祉係

②コアメンバー会議

虐待の有無の判断、支援方針の決定

③コアメンバー会議

虐待の有無の判断、支援方針の決定

④個別ケースの会議、その後の支援

虐待の要因をとらえ、高齢者や養護者に対する支援課題に対し関与（緊急措置、介護サービスの調整、介護者への支援等）し、虐待の解消を図る。

3. 対応

8050問題、虐待者自身が障害者、対象世帯が金銭的問題を抱えているなど複合的な問題を抱えているケースが発生している。そのため、弁護士、警察、保健所、地域住民、役場の高齢者担当、福祉・障害者担当等が連携し、被虐待者及び虐待者の包括的支援及び地域の支援体制の構築が必要である。

そのため、豊山町高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会を令和3年8月1日より設置する。

(1) 豊山町高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会内容

- ・高齢者虐待及び障害者虐待に関する啓発
- ・高齢者虐待及び障害者虐待に関する関係機関及び団体とのネットワーク構築
- ・高齢者虐待及び障害者虐待に関する防止対策に関すること 等

(2) 協議会参加者（案）

区分	所属	職
弁護士	弁護士事務所	弁護士
警察	西枇杷島警察	警察官
保健医療関係団体の代表	西名古屋医師会	医師、医療ソーシャルワーカー
保健医療関係団体の代表	清須保健所	保健所職員
高齢者福祉関係団体の代表	豊山町ケアマネ会代表	介護支援専門員
障害者福祉関係団体の代表	障害者相談支援事業所	相談支援専門員
民生委員・児童委員代表	民生委員協議会	民生委員職員
権利擁護関係団体代表	成年後見センター	職員
社会福祉協議会代表	社会福祉協議会	職員

(3) 開催頻度

年2回（令和3年度の開催時期は今後案内予定）